

綾瀬市身体障害者移送サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歩行困難な身体障害者で車いすを使用している者を対象に、車いすを使用したまま乗車できる車両を運行（以下「移送サービス」という。）し、日常生活の行動範囲を拡大することにより身体障害者の福祉の増進を図るものとする。

(運営)

第2条 市長は、移送サービスを社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会に委託して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第5条及び第6条のただし書に規定する申込みに対応するため、移送サービスを業とする者に委託し、当該事業を行うことができるものとする。

(対象者)

第3条 移送サービスを利用できる者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害が重く、車いすを使用しなければ移動することができない者
- (2) 歩行することが困難な者で市長が必要と認める者

(利用の条件等)

第4条 移送サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用できるものとする。

- (1) 医療機関への通院治療及び入退院するとき。
- (2) 利用者自らが所属する福祉団体、公共団体、社会福祉団体等が主催する事業等に参加するとき。
- (3) 福祉施設及び公共機関へ出向くとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 利用者は、移送サービスを利用するときは必要に応じて付添介護人を同乗させるものとする。

(実施日)

第5条 移送サービスを実施する日は、次に掲げる日を除く。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- （実施時間）

第6条 移送サービスを実施する時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

（利用の範囲）

第7条 移送サービスを利用できる範囲は、原則として車両保管場所を中心として半径15キロメートル以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、県内に限り利用することができる。

（利用の回数）

第8条 移送サービスを利用できる回数は、原則として1月2回を限度とする。

（利用の申込み及び決定）

第9条 移送サービスの利用申込みは、原則として利用予定日の2月前から3日前までに口頭又は電話で行うものとする。

2 市長は前項の申込みがあった場合は日程等を調整し、速やかに利用の可否を決定し申込者に連絡するものとする。

（利用の取消し）

第10条 利用申込者は、利用の取消しをする場合は、速やかに市長へ連絡しなければならない。

2 市長は、車両の故障等により運行が不可能な場合は、利用の決定を取り消すことができる。

（利用料）

第11条 利用料は無料とする。ただし、次の各号に掲げる料金は利用者負担とする。

- (1) 有料道路及び有料駐車場を利用する場合の料金
- (2) 移送サービスを業とする者を利用する場合で、市の委託額を超えた場合、その超えた額

（遵守事項）

第12条 利用者及び付添介護人は、運行の安全確保を図るため運転者の指示に従わなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか移送サービスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は平成10年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。